

有価証券オプション取引責任者 各位

株式会社 東京証券取引所
派生商品部長 飯村 修也

プロミス株式会社の株式交換に伴う有価証券オプション取引の取扱いについて

平素は、オプション市場の運営に関し格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在有価証券オプション取引の対象となっているプロミス株式会社の株式につきましては、株式交換により株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社になることから、上場廃止が平成 24 年 3 月 28 日（水）に予定されております。これに伴い、同社株式に係る有価証券オプション取引につきましても、対象有価証券の上場廃止日と同日に上場廃止を予定しております。¹

したがって、本日以降、下記のとおり、株式交換の効力発生日（平成 24 年 4 月 1 日（日））以降の日を取引最終日とする新たな限月（24 年 9 月限月、24 年 4 月限月、24 年 5 月限月）の設定を行いません。また、取引最終日が上場廃止日の前日以降の日となる「24 年 6 月限月」の取引最終日及び権利行使日は上場廃止日の前々営業日（平成 24 年 3 月 26 日（月））となります。²

記

日程	プロミス株式会社株式に係る有価証券オプション取引
平成 24 年 1 月 13 日（金）	24 年 9 月限月の新規設定は行いません
平成 24 年 2 月 10 日（金）	24 年 4 月限月の新規設定は行いません
平成 24 年 3 月 9 日（金）	24 年 5 月限月の新規設定は行いません
平成 24 年 3 月 26 日（月）	24 年 6 月限月の取引最終日・権利行使日
平成 24 年 3 月 28 日（水） （予定）	上場廃止

（注）24 年 1 月限月、24 年 2 月限月、24 年 3 月限月の取引最終日・権利行使日は通常どおりとなります。

以 上

お問合せ先： 株式会社東京証券取引所 派生商品部 オプショングループ
電話 03-3665-1385（年内）
050-3377-7629（平成 24 年 1 月以降）

¹ 有価証券オプション特例第 43 条第 1 項、同施行規則第 17 条第 1 項第 1 号を御参照ください。

² 有価証券オプション特例第 43 条第 3 項、同施行規則第 17 条第 2 項第 1 号を御参照ください。